

固定資産税Q & A

Q：既に売買した土地や建物が課税明細書に載っている。

A：賦課期日である1月1日時点での所有者へ課税されます。売買が1月1日以降であれば、固定資産税は前所有者へ課税されます。奥出雲町の固定資産税には月割りはないため、当年度の固定資産税の支払いは売主及び買主で話し合いの上、納付をお願いします。

Q：納税通知書が亡くなった人宛てに届いた。

A：賦課期日である1月1日時点での所有者へ通知されます。まずは、「連絡先届出書」及び「納税義務の承継に係る申告書」のご提出をお願いします。また、「口座振替休止届」のご提出や「納付書」のお渡し等も必要となる場合があります。この書類は、奥出雲町内在住の方の死亡届が役場に提出された場合には、窓口で直接お渡ししておりますが、町外在住の方で奥出雲町内に土地や家屋をお持ちの方につきましては、亡くなられた確認ができない場合がありますので、お手数をおかけしますが相続人の方は奥出雲町役場税務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

Q：固定資産税の名義を変更したい。

A：奥出雲町役場の窓口で名義を変更することはできません。法務局にて登記を変更する必要があります。お問い合わせは法務局または司法書士等へお願いします。

Q：納税通知書が届かない。

A：奥出雲町の固定資産税納税通知書は毎年5月中旬頃の発送としております。

① 遠方で郵送に時間がかかっている場合

→数日お待ちいただいても届かない場合は、奥出雲町役場税務課までご連絡下さい。

② 宛所不明で返戻されている場合

→送付先を確認させていただく必要がありますので、奥出雲町役場税務課までご連絡ください。

③ 免税点未満のため課税されていない場合

→納税通知書をお送りしておりませんのでご了承下さい。

なお、所有している固定資産を知りたい場合は証明書の取得をお願いします。

Q：課税明細書に載っていない土地がある。

A：課税明細書には、課税されている土地や建物が載っています。そのため、墓地や保安林等の非課税の土地は載っておりませんのでご了承下さい。非課税の土地を含めた全ての土地等を知りたい場合には、証明書の取得をお願いします。

Q：昨年取壊した建物が課税明細書に載っているがどうしたらいいか。

A：建物を取壊した場合は届出が必要です。届出をされていない場合は、賦課期日1月1日時点で現存していることとなり、課税されますので「家屋滅失届」のご提出をお願いします。また、取壊した年月日が分かるもの（解体費用の領収書等）があればこれまでの税額を見直すことができます場合があります。

Q：土地の場所が知りたい。

A：奥出雲町役場税務課へお越しいただければ、地籍図を元におおよその場所を閲覧していただくことが可能です。法務局において無料公開されている地図もありますのでご利用下さい。

Q：送付先を変更したい。

A：「納税通知書等の送付先変更届」のご提出をお願いします。

Q：支払い回数を変更したい。（各期→全期へ変更または全期→各期へ変更）

※口座振替の方

A：「町税等口座振替分全期前納希望変更届」のご提出をお願いします。

当年度から変更したい場合

各期→全期：第1期納期限までに届出

全期→各期：全期納期限までに届出

※ただし、口座引落日の直前の受付は出来かねますのでご了承下さい。

上記届出期間を過ぎた場合は、翌年度固定資産税より変更となります。

Q：口座振替を止めたい。納付書で支払いたい。

A：「口座振替休止届」のご提出をお願いします。各納期月の15日までのお届け分につきましては、口座休止をすることが可能です。15日を過ぎてのお届け分につきましては、次の納期月分より口座休止となりますのでご了承下さい。口座休止に伴い、必要に応じて納付書を発行しお渡しまたは郵送します。納付書に記載のある納付場所にて納期限までにお支払いをお願いします。

Q：口座振替に変更したい。口座を変更したい。

A：「口座振替依頼書」のご提出をお願いします。各納期月の前月１５日までのお届け分につきましては、当該納期の固定資産税より口座振替（変更）が可能です。

１５日を過ぎてのお届け分につきましては、次の納期月分より口座振替（変更）開始となりますのでご了承下さい。これまで納付書にてお支払いをいただいております方につきましては、口座振替開始以降の納付書は破棄していただきますようお願いいたします。

Q：納付書が５枚届いたが、どれを支払えば良いか。

A：全期前納支払い用と各期別（第１期～第４期）支払い用の計５枚の納付書を送付しています。毎年、重複してお支払いされるケースが見受けられますので、お支払いの際にはご確認の上、納付いただきますようお願いいたします。

Q：納付書を再発行して欲しい。（※納期限切れ、紛失等）

A：金融機関や奥出雲町役場の窓口であれば納期限の切れた納付書でもお支払いが可能です。金融機関や奥出雲町役場の窓口でお支払いが難しいまたは紛失してしまった場合は、納付書を再発行することが可能ですので、奥出雲町役場税務課までご連絡下さい。